

○ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第二百十九号）

改 正 案	現 行
（金融商品取引法施行令の一部改正） 第十七条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第十九条の三に次の一項を加える。 6 第四条の四第三項の規定は、第一項第三号及び第二項から第四項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。	（金融商品取引法施行令の一部改正） 第十七条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第十九条の三に次の一項を加える。 5 第四条の四第三項の規定は、第一項第三号及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。